

本紙掲載の障害福祉サービス種類と内容について

居住系サービス

● 共同生活援助（グループホーム）

18歳以上の障害者が数人による共同生活を行い、家庭的な雰囲気のもと、日常生活における相談支援や食事・入浴等の介護を受けながら、地域で自立した生活をするための支援を行います。

● 施設入所支援

障害者支援施設に入所する方に、夜間や休日における入浴、排せつ及び食事の介護等を行うとともに、その他必要な日常生活上の支援を行います。

● 短期入所（ショートステイ）

居宅において生活する方が、介護を行う方の病気・出産・事故・冠婚葬祭などの理由により一時的に介護を受けられなくなった場合に入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。

● 宿泊型自立訓練

居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

日中活動系サービス

● 生活介護

常に介護を必要とする方に、昼間の時間において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

● **自立訓練（機能訓練）**

身体機能の維持、向上のために、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うとともに、日常生活上の相談支援を行います。

● **自立訓練（生活訓練）**

自立した日常生活又は社会生活をおくるための生活能力の維持、向上のために必要な訓練を行うとともに、日常生活上の相談支援を行います。

● **就労移行支援**

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他必要な支援を行います。

● **就労継続支援A型**

一般企業等での就労が困難な方に、雇用して就労機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

● **就労継続支援B型**

一般企業等での就労が困難な方に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。